

社会福祉法における「地域福祉の推進」に関する法的課題とその限界

—社会福祉法第4条を中心に—

福井県立大学 ○坂口 昌宏 (008918)

キーワード：社会福祉法、地域福祉の推進、地域住民主体

1. 研究目的

我が国では、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法2020（令和2）年改正により、「地域福祉の推進」の法理念として第4条1項（「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」）が新設されている。

そこで、本報告では、社会福祉法（以下、「法」と略す。）第4条1項に掲げる地域住民を主体として、①「自由な意思」に基づき、②お互いに個性と人格を尊重し合いながら、③支え手・受け手の「二面性」での参加ができるという視点を踏まえ、第4条2項・第4条3項との関係性を考察するとともに、新たに第4条4項（地域支援（地域づくり）に関する規定）の新設の必要性を検討したうえで、今後、地域福祉の増進を図っていくためには、社会福祉法上で「地域福祉の推進」を規定することの限界について若干の考察を加えていきたい。

2. 研究の視点および方法

本研究では、法第4条（地域福祉の推進）について、先行研究（主に社会福祉学・社会保障法学）及び行政資料等（主に厚生労働省『「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』（子発0331第10号・社援発0331第16号・障発0331第10号・老発0331第5号、2021（令和3）年3月31日）を中心に、法的な課題や法解釈の検討が必要な事項を抽出し、考察していく。なお、本報告は、坂口昌宏（2022）「社会福祉法における「地域福祉の推進」に関する法的検討」福井県立大学論集第57号、p23 - 43を基に、加筆、修正を加えている。

具体的には、法第4条1項にいう「地域住民」とは何か、また、その地域住民が主体となって、その実現を目指す「共生する地域社会」とはどのようなものか検討していく。それから、法第4条2項で参加の機会の確保の対象とされる「福祉サービスを必要とする地域住民」を中心に、この意味と解釈を検討していく。法第4条3項は、地域福祉の理念に基づいて、地域生活課題と具体的方策およびそれを実施していくうえでの留意点が規定されている。これを踏まえ、地域住民等を主体とした活動をより推進していくためには、どのような法的な課題があるのか取り上げる。また、これらの検討の後、現行法で地域福祉を増進していくためには、法律上の限界があることを示していく。

3. 倫理的配慮

本研究は公立大学法人福井県立大学研究倫理規範並びに日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守している。

4. 研究結果

まず、法第4条1項で定める「地域住民」とは、地域住民の一人ひとりを「その地域で生活する住民」として捉え、生活者・当事者として中核に据えて、「支える側」・「支えられる側」のどちらの立場においても、その個性と人格が尊重されるべき存在でなければならないと考える。次に、「共生する地域社会」について、「共生社会」を軸に検討すると、地域住民がその意思に応じて参加のできる地域での「居場所」(相互に認め合う場)とともに、地域生活の中で、一方的に支えられるという関係ではなく、時には支え手ともなりうる「組織」を地域社会のなかに形成していくことが必要になってくる。

法第4条2項における参加の機会が確保される対象は、「福祉サービスを必要とする地域住民」に限定されるものではなく、「すべての地域住民」と考える。すべての地域住民に、新たな支え手・受け手として参加する機会が開かれているべきである。

法第4条3項については、原則として、支える側と支えられる側の双方で地域生活課題を確認し、その者(支えられる側)の意思に応じて、福祉サービスが必要な場合は、その利用促進・向上を図り、それでは対応できない課題に対して、支援対象とされる本人(世帯)を含めた協議のもと、地域住民等と支援関係機関との連携による支援が展開されるべきではないだろうか。また地域住民の主体形成をどのように進めていくか、どのように地域の組織化を図りながら地域全体の再構築していくのか、住民を主体とするのであれば住民相互の対話や学び合いの場をどのように形成していくのかということが重要である。

5. 考察

これまでの研究結果を踏まえ具体的な推進方法を検討すると、地域福祉の推進の支援体制の両輪を明確にするためには、法第4条3項は、コミュニティソーシャルワーク(個別支援)の視点での規定としつつ、法第4条4項を創設し、コミュニティワーク(地域支援・地域づくり)の視点での規定を置くことが必要になってくるのではないだろうか。

これからの地域福祉は、「主体形成」と「ニーズ」を軸とした両面からの福祉コミュニティの構築を目指すことが重要である。これを法律上で位置づけていくには、法第4条2項に、地域福祉の推進「主体」を軸とした内容を明記し、法第4条3項に、「ニーズ(地域生活課題)」を軸とした支援の留意点、これに加えて、法第4条4項に「主体形成」に向けた地域づくりに関する留意点を規定する必要がある。これをもって、全自治体における地域福祉の推進に係る共通の内容とするべきである。

さらに、地域福祉を増進していくためには、現行法上の限界がある。これについては、①法の構造上の問題、②地域福祉の理念、目的、対象、支援内容など、③社会福祉制度・社会保障制度とともにまちづくり等とのつながりなどから若干の考察を行った。